

第3章 焦点となった法案への対応

ワンストップ
センターの設置

8 性暴力被害者 支援法案

2015年より検討を続けてきた性暴力被害者支援法案について、有識者、関係団体からヒアリングを重ね、民進党案を取りまとめた。

その内容は、性質上支援を求めることが困難であるという性暴力被害の特性に鑑み、①各都道府県に1箇所以上の性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置する、②性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずる、③国及び地方は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定する、④基本計画の策定をはじめ関連する施策の立案過程に、性犯罪等被害者やその支援者などが参加し、実態に即した形の支援が行われるようにする、⑤都道府県は、性犯罪等被害者支援計画の策定を支援する、⑥性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表する、⑦ワンストップ支援センターに対する財政上の援助など支援体制を整備する、⑧刑法強姦罪の適切な見直しを行うとともに、刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策や、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討を行う、こと等である。

5 党共同で衆議院へ提出

2016年5月12日、民進党、共産党、おおさか維新の会、生活の党、社民党の5党は、共同で議員立法「性暴力被害者の支援に関する法律案」を衆議院に提出し、継続審議となった。

仕事と家庭の
両立を強力に支援

9 長時間労働 規制法案

長時間労働を助長する政府案

長時間労働は仕事と家庭の両立や女性の社会進出を阻み、仕事の効率性を下げている。長時間労働を規制することが求められているにもかかわらず、政府は2015年の189回通常国会に過重な長時間労働を助長する「労働基準法等の一部を改正する法律案」（残業代ゼロ法案）を提出した。内容は、残業代や深夜割増賃金等を支払わなくてもよい「高度プロフェッショナル制度」を導入すること、長時間労働の温床となっている裁量労働制の対象業務を拡大すること等である。

長時間労働を規制する民進党案

これに対して民進党は2016年4月19日、「労働基準法の一部を改正する法律案」（長時間労働規制法案）を野党4党で衆議院に提出した。内容は、①労使協定によって延長できる労働時間に上限を設ける、②始業から24時間を経過するまでに、一定時間以上の休息時間を与えることを義務付ける、③裁量労働制について、使用者が労働者の「健康管理時間」（事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計）を把握・記録し、それを一定範囲内とする措置を講ずることを制度導入の要件とする、等である。

政府・与党は、民進党案を審議しなかった上に、「ニッポン一億総活躍プラン」では時間外労働の規制について「再検討」という消極的な方針を示すにとどめた。そのため、喫緊の課題である長時間労働の規制は先送りされることになった。なお、閣法、民進党案ともに継続審議となった。